

## 1 講習の目的

本講習は、教育職員免許法及び同法施行規則の規定に基づき、幼稚園教諭免許状、小学校教諭免許状、中学校教諭免許状、高等学校教諭免許状、養護教諭免許状及び特別支援学校教諭免許状を取得するために必要な単位を修得させ、現職教員の資質の向上を図ることを目的とする。

## 2 主催

山口県教育委員会

## 3 開設科目及び日程等

別紙1「平成30年度山口県教育委員会免許法認定講習開設科目等一覧表」のとおり

## 4 会場

- ・山口大学 (山口市吉田1677-1)
- ・山口県立大学 (山口市桜島3-2-1)
- ・山口学芸大学 (山口市小郡みらい町1-7-1)
- ・山口県周南総合庁舎 (周南市毛利町2-38)
- ・山口県セミナーパーク (山口市秋穂二島1062)

## 5 受講対象者

- (1) 幼稚園教諭二種免許状を所有し、幼稚園、幼保連携型認定こども園に勤務している教員  
(幼稚園教諭一種免許状取得希望者)
- (2) 小学校教諭二種免許状を所有し、小学校(小学部を含む)に勤務している教員  
(小学校教諭一種免許状取得希望者)
- (3) 中学校教諭二種免許状を所有し、中学校(中学部を含む)に勤務している教員  
(中学校教諭一種免許状取得希望者)
- (4) 中学校助教諭免許状を所有し、中学校(中学部を含む)に勤務している教員  
(中学校教諭二種免許状取得希望者)
- (5) 高等学校助教諭免許状を所有し、高等学校(高等部を含む)に勤務している教員  
(高等学校教諭一種免許状取得希望者)
- (6) 養護教諭二種免許状を所有し、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に勤務している養護教諭(養護教諭一種免許状取得希望者)
- (7) 特別支援学校教諭二種免許状を所有し、特別支援学校に勤務している教員  
(特別支援学校教諭一種免許状取得希望者)
- (8) 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の普通免許状を所有し、幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に勤務している教員(特別支援学校教諭二種免許状取得希望者)
- (9) 上記の者のほか、基礎資格を有する者

## 6 受講料

1科目当たり1,530円を山口県収入証紙により徴収する。また、単位修得証明手数料(700円)及び資料代その他必要経費は受講者の負担とする。

## 7 受講申込み

(1) 受講希望者は、次のものを封書により、**郵送**で申し込むこと。

①「平成30年度山口県教育委員会免許法認定講習受講申込書」(様式1・2)

講座の記号	期 日	様式	申込期間
A	7月28日(土)～29日(日)	別紙様式1	6月18日(月) ～7月2日(月)
B	7月30日(月)～31日(火)		
C	8月4日(土)～5日(日)		
D	8月11日(土)～12日(日)		
E	8月16日(木)～17日(金)		
F	8月25日(土)～26日(日)		
G	8月28日(火)～29日(水)		
H	8月30日(木)～31日(金)		
I	12月22日(土)～23日(日)	別紙様式2	10月29日(月) ～11月12日(月)
J	12月24日(月)～25日(火)		
K・L	12月26日(水)～27日(木)		

※【別紙1】「1 平成30年度山口県教育委員会免許法認定講習開設科目等一覧表」を参照すること。

※講座A～Hの申込書(様式1)と講座I～Lの申込書(様式2)は異なるので注意すること。

※現在の単位修得状況について、正確に記入すること。

※受講申込書に公印がないものは受け付けない。

(現在、所属先がない場合は事前に特別支援教育推進室へ連絡すること。)

②「受講通知用はがき」

※受講科目ごとに作成すること。

※はがきに「受講許可書」(様式3)を貼付し、表面に受講希望者の住所・宛名(「様」をつける)を明記すること。

(2) 申込先 〒753-8501 山口市滝町1番1号 山口県教育庁特別支援教育推進室

(3) 申込期間

①講座A～H:平成30年 6月18日(月)～ 7月 2日(月)(当日消印有効)

②講座I～L:平成30年10月29日(月)～11月12日(月)(当日消印有効)

※申込期間以外の受付はできないので、申込締切日を厳守すること。

## 8 受講許可

(1) 受講許可は、平成30年7月中旬(講座A～H)及び12月中旬(講座I～L)に「受講通知用はがき」により、本人宛通知する。その際、要項等は送付しないので、本実施要項に従って受講すること。

(2) 受講申込者数が定員を上回った場合は、山口県内の学校に勤務する者を優先して受講を許可する。

- (3) 受講申込の状況によっては、講座を開設しない場合もある。
  - ・山口県内の学校に勤務する者の受講申込がない講座
  - ・受講申込が少ない講座
- (4) 受講に当たり、準備物が別途必要となった場合には、「受講通知用はがき」により、本人宛通知する。
- (5) 講習会場の詳細については、「受講通知用はがき」により、本人宛通知する。受講人数によっては会場の変更もあり得るので注意すること。

※受講に当たっての準備物及び会場については、「受講通知用はがき」の他、山口県教育庁特別支援教育推進室のWebページにも掲載するので参照のこと。

(URL <http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a503001/index/>)

※山口大学、山口県立大学、山口学芸大学及び山口県セミナーパークでの受講の際は、指定の駐車場若しくは駐車スペースに駐車し、建物敷地内の駐車場の使用は厳禁であること。

※周南総合庁舎での受講に際して、総合庁舎の駐車場を利用すること。総合庁舎の駐車場が満車の場合、近隣の店舗等の駐車場への駐車は厳禁であること。

## 9 受講料等の徴収

- (1) 受講を許可された者は、受講料として、講習の初日に「受講料支払用紙」（様式4）に必要事項を記入し、県の収入証紙1, 530円分を貼付し提出すること。
- (2) 各講座の最終日に単位修得証明手数料として県の収入証紙700円分を所定の用紙に貼付し提出すること。なお、所定の用紙は講習初日に配付する。
- (3) 県の収入証紙は、県庁厚生棟2F売店、市役所、町役場、県税事務所、山口大学教育学部売店等で購入できるので、事前に購入しておくこと。
- (4) 県外の学校に勤務する者等で、山口県の収入証紙を事前に購入することが困難な場合は、受講料及び手数料の支払いをゆうちょ銀行の「普通為替証書」（手数料の支払いのみ「定額小為替証書」でも可）によって代えることができる。その際は、為替証書には何も書き入れず、「受講料支払用紙」（様式4）にクリップでとめて提出すること（糊付けはしないこと）。
- (5) 県外及び県内の国立・私立の学校に勤務する者等は、受講当日に返信用封筒（返信先の郵便番号・住所・氏名を記入した長形3号封筒に92円分の切手を貼付）を提出すること。（複数の講座を受講する者は、初回の講座においてのみ、返信用封筒を一部提出すること。）

## 10 成績審査の方法

各科目とも当該単位の課程として認められた授業時間数の5分の4以上出席した者について審査する。

審査はレポート又は試験によって行う。評定が不可の者については単位を認定しない。

## 11 その他

- (1) 受講が許可された後、やむを得ない事情で受講を辞退する場合は、所属長を通じて山口県教育庁特別支援教育推進室へ受講辞退届（様式5）を速やかに提出すること。
- (2) 山口県内の公立学校に勤務する者の受講の際の服務上の取扱いは、「職務に専念する義務の免除」による。
- (3) 受講に際しては、受講許可書（「受講通知用はがき」）及び印鑑を持参すること。

- (4) 宿泊を必要とする者については、各自で予約すること。
- (5) 昼食については、各自で用意すること。食堂のない会場、飲食に制限のある会場もあるので、留意すること。
- (6) 会場近隣の住民・店舗等に迷惑のかからないように注意すること。また、ゴミなどは各自で持ち帰ること。
- (7) 講師に対して礼を失することのないよう、服装や受講態度に留意すること。
- (8) 病気等により、やむを得ず欠席する場合は、開催当日の朝(7:30~9:00)、特別支援教育推進室へ電話連絡すること。
- (9) 悪天候等の場合は、講義を中止することがある。電話による問合せについては開催当日の朝(7:30~9:00)に下記連絡先(特別支援教育推進室)において対応する。また、悪天候が予想される際の対応(中止連絡を含む)や持参物の追加など、緊急連絡を特別支援教育推進室のWebページ上で行うので、講義当日まで必ず定期的に確認すること。
- ※URL <<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a503001/index/>>
- (10) 教育職員免許法による取得単位数については、【別紙2】を参照すること。

## 12 連絡・問合せ先

認定講習に係るもの	山口県教育庁特別支援教育推進室
実施の有無についての問合せ (開催当日7:30~9:00)	(TEL 083-933-4615)
免許状取得に係るもの (単位計算を含む)	山口県教育庁教職員課人事企画班
	(TEL 083-933-4550)

受講を希望する方で、会場内での移動、情報保障等についての御要望があれば、受講申込期間内に、特別支援教育推進室へ御連絡ください。